

性で子どもの問題に関わっていただくと言うのは大賛成であるが、児童福祉司として動ける人かと言うとそうではないと思う。基本資格を社会福祉士とし、さらに児童福祉司としての専門性を要請するべきではないだろうか。

### 23) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

#### 【「家庭的な処遇」の意味】

いろんな事情の子どもたちが施設に入所してくるが、その子どもたちが持っている基本的なニーズは何かということ、それに対応するために施設にはどのような設備が必要かということ、施設関係者、日々子どもたちに接している保育士はわかっている。そのニーズに応えるための受け入れ条件を整えていくということが必要である。少人数での対応というのは至極当然のことである。

また「家庭的な処遇」というが、その「家庭的」のとらえ方が個々に違っている。「家庭」についての説明がなかなか難しい。またそのこと自体が認識されていない。「家庭的」とはどのような状況を指しているのかという議論がない。あいまいで落とし穴になっている。地域小規模児童養護施設の目的の中に「家庭的」という言葉が含まれている。何を捉えて「家庭的」としているのか。人数が少ないことなのか、一戸建て、ユニット、小さなグループを構成することが「家庭的」なのか定義がない。小舎制養育研究会のメンバー間でも「小舎制」の概念がそれぞれ異なっている。それでは要領を得ないので、その定義を打ち出そうと二度の調査を行った。「自称」小舎制も含めて、仮説としてあげた小舎制の定義にあてはまるところは50施設中4施設でしかなかった。想像していたのと違ってあきれてしまった。

#### 【乳幼児期の人格形成】

施設養護のあり方と里親養護のあり方について、諸外国と日本の間で差がありすぎる。わが国は施設ケアを中心としてきており、乳児院がまだ存在していることに問題を感じている。福祉に熱心に取り組んでいる国では、乳幼児を施設で預かるという国はどこにもない。むしろ、10歳以下は施設養護の対象としてはならないという法律を持っている国が多い。日本では、乳児院がまかり通っている。うちの施設でもある時期まで、幼児の措置依頼を断ってきた。それは施設というあり方では幼児の人格形成に責任が持てないという理由である。しかし今日では児童虐待のケースが増加してきて、施設が足りないという現状が起こり、うちの施設だけ知らん顔するわけにもいけなくなったために、受け入れている。原則をわきまえての受け入れである。基本的には反対である。

単純な養護ニーズはほとんどおらず、93%が児童虐待を理由として入所してきている。うちの施設では、子どもが何歳の時に母子分離を体験しているかというデータを定期的にとっている。20人の子どもが3歳未満で実母との分離体験を持っている。こういう体験を持っている子どもが心配なケースである。母子分離は子どもにとって大きな心の痛手であり、その背景を持って施設で生活をしている。この子どもたちの養育をどうするか、ということが重大問題である。また多くが成長過程において適切なケアを受けないまま成長し、思春期暴発へとつながる。基本的な部分が改善されず、信頼関係の形成がない上に人格ができていることを大問題として捉えないことの方が不思議

である。

更生保護を行っている友人が今働いている施設の全ケースの調査を行ったところ、多くの子どもが乳児院、児童養護施設、教護院、少年院という過程を経てきている。ほとんどの子どもが児童養護施設で生活した経験を持っているが、信頼する職員がいなかったケースがほとんどで、ショックだった。犯罪にまで走る子どもの生い立ちには児童養護施設が関わってきているのに、何もできなかったということになる。

イギリスでは、1997年に労働党が政権をとった後、これまでの児童福祉政策の中でミスがあったことが指摘された。例えばホームレスの38%が施設経験者、刑務所で服役中の20%が施設養護の対象であった。財源カットによって職員の首を切ったことが、こういう形として出て来ていると報告されたので大問題となった。日本でもこういう調査を行ったら驚くような問題が明るみに出るのではないか。1953年以降、職員配置基準が変わっていないわが国の現状では人ごとではないと思わされた。

もっと適切な処遇ができるようにコストをかけるべきであり、手抜きをしてはいけない。問題に手をつけずに先送りしているために思春期暴発や不応症が起こっている。皮肉な言い方をすれば税金の無駄遣いではないか。

#### 【研修の必要性】

専門職性を高めるには研修が欠かせない。施設職員も児童相談所職員も質の高い研修を受ける機会がない。県社協が一生懸命やっているが、教える方もネタ切れになっている。職員としても興味・関心を引くものが少ない。小舎制養育研究会では研修に力を入れており、海外研修等のプログラムを組んで行っている。情報化・国際化と言われているが、関心が低い。目の前の状況だけでなく幅広く情報を集め、自己改革していかなければ、必要とされない施設となってしまう。職員のために施設があるわけではない。

#### 【その他】

オーストラリアのビクトリア州で行われたファミリーグループホームの調査で、調査責任者のオググ専門官は「オーストラリアの平均的な家族人数は3～4人である。それが家庭といわれている中で、ファミリーグループホームは子ども（里子）が6人、実子が1～2人、親2人を加えると全体で10人を越える場合もある。これを家庭と呼べるのか」と指摘した。その調査の5～6年後にオーストラリアに出かけたが、里子は2人までとなっており、多くの人数は受け入れないという制度に変わっていた。オーストラリアでは福祉施策が変化する。変わらないのは日本だけである。児童養護施設の職員配置基準などずっと変わっていない。

#### 24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

今回の法改正についての方向性はいいと思う。特に、市町村に実効性をもたせること、ナショナルミニマム、セイフティーネットを整えることが必要である。乳児院と児童養護施設の年齢緩和の件は、発達上おおむね二歳ということであるが、乳幼児ホーム構想は子どもの愛着や養育の一貫性

のことからすれば段階的にしていった方がいい。乳幼児ホーム構想を学童に繋げていくことなど、できそうなところからやっていくことだが、実体としてすぐに行くことは無理だと思う。静岡や広島のある施設は乳幼児一貫でやっているが、ハード、ソフト面で考えるべきである。

自立援助ホームは、児童養護施設のアフターケアも含めていく必要がある。今、名古屋市には1か所だけあって、愛知県にはまだない。

## 25) 桑原教修（舞鶴学園・児童福祉施設関係者）

お金はかかるが、子どもの相談機能は保育所に持っていくほうがよい。少なくとも一定の年齢までの子どもに関する相談のノウハウを持っていると考える。地域の保育所で子育てのアドバイスがもらえ、子育て支援のシステムがあったり、紹介があったりすることはよいと思う。

児童養護施設が児童家庭支援センターを持っても限界がある。施設がある地域なら、思春期年齢までの子どもたちの問題の対応や相談はできると思われるのだが、施設がない地域もある。

各保育所に相談システムがあれば、地域とも繋がっていくし、そこに相談窓口があればみんなが行くことのできる場所となりやすい。その場合、相談業務は保育士が担うことになり、専門性も必要になる。どこに持っていっても量と質は求められるので、そのための体制づくりや研修の場は不可欠である。

相談窓口が多いと、地区によっては、この保育所に行くところな相談を受け付けている、という紹介を家庭児童相談室でもできる。資源がきちんと資源たりうる状況であるか、紹介の一本化などを整備していくことが求められていると感じる。

## 26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

市町村が今まで以上にかかわっているなかで、特に幼稚園や保育所といった施設との連携はこれから真剣にとりくむ必要がある。現状では、幼稚園や保育所が問題をかかえこむケースも多いと考えられる。しかし、意識があれば連携の輪を広げることができる。この意味で、園長や保育士の質も高めていく必要がある。児童相談所は地域的偏在があるが、幼稚園や保育所は身近な窓口であるため、ここのネットを張ることができれば、今後有効なのではないか。また、身近であるからこそ、深刻化する前に活用できる可能性がある。

このように、大きな箱ものを新たに設置するのではなく、「既存のもの」を活用していくことが必要ではないかと考えられる。既存のものには専門職も存在しているので、既存の施設・機関を活用し、市町村がサポートすればよいのではないかと。

また、子どものための施設オンブズマンを実施しているなかで感じることは、地域の社会福祉協議会の方や主任児童委員3名が月1回の施設訪問をするなかで、実際に児童養護施設の中や子どもの生活をみて、子どもと町で出会い声をかけ合うなかで、身近なこととして子どもと家庭の様子について考えるようになったとの意見が出ている。このため、地域のなかにこういった人々を増やしていくといったはたらきも、重要なのではないかと考えている。

## 27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

### 【施設と児童相談所の関係】

児童相談所が、ケースとかかわり、最初からケースの問題を明確にするということは、私の経験からいって難しいと思う。まあ、半分できればよいところだろう。実際にはケースとかかわりながら修正が必要となる。そのシステム作りを考えておかなければならない。

施設を単に生活の場と考えるのではなく、相談機能を持っていて、かつ親子分離が必要なケースについて対応する。しかし現状では児童相談所にとって児童養護施設は、一時保護所と同じように考えられている。一時保護所というのは、どちらとも判断できないけれども今日帰すと何が起こるかかわからない、というようなケースのケースワークを深めていく時に否応なしに使わざるを得ない機能である。

### 【ケースカンファレンスのあり方】

子どもがすべて自己決定ができるかという点、必ずしもできない場合もあるし間違える場合もある。そういう時どこで意見集約するかといえば、親権者であったり、児童相談所である場合が多いわけだが、現実にはどちらも当てにならない場合もある。そんな時、子どもと親の関係を意識しながら親の意見も入れて、あるいは親自身が参加してケースのプロセスを作り上げていくべきだ。

### 【旭児童ホームのこと（社会的養護の流れの中で）】

子どもが死ぬとか、親が死ぬ、児童相談所のワーカーが自殺するといったことは、流れが上手くいかないからどこかに矛盾が集中してしまっていて犠牲者が出るということである。ケースの流れがよどんで、或いは渦が巻いて、結果として犠牲者が出ているにもかかわらず、そのことが論議されない状態が続いている。早期発見、早期対応というのも結核撲滅キャンペーンで使われたものである。虐待問題や児童の問題で、早期発見、早期対応が本当に有効な策なのかどうかも疑わしいところがある。本当に早期発見が有効であるならば、子どもが12歳になるぐらいまで、半年に一度、健康診断というか親子関係診断のようなものをやればよい。しかし、そんなことはできるはずもない。人権侵害になってしまう。

社会的養護の中に虐待問題を絡めて考えるのか、虐待問題の中に社会的養護を絡めて考えるのか、整理する必要もあるのではないか。そこが整理されないまま進んでいるから、戦後の浮浪児狩りのようなことが保護の名の下に行われている。

大舎制の中で子どもを集めると、マイナス面も多く出てくるし、子どものニーズが見えにくくなる。小さな集団で、気心の知れた関係であるとそんな問題は起こらなくなる。子どもがおかしくなりかけたところで、「お前いい加減にしろよ」とストップをかけることができるし、子どものほうも「悪いことしたな」と感じたり、相談を持ちかけてきたりする。人と人の関係がスムーズになるわけで、いちいちチェックする必要もない。旭児童ホームが地域分散化しているのは、そのほうが合理的だと感じるし、そのほうが健全だと考えるからである。ただ、大舎制を否定するつもりは全くないし、大舎制で上手くやれる職員は、小舎制でもうまくやれる。小舎制で優れていない職員は、大舎制に行ってもダメである。要するに、大舎制でも小舎制でも、やっていることは同じなのであ

る。

その子どもの抱えている問題の解決を目指すというよりも、その子どもが生きるベースをどう考えたらよいかということであろう。生きていくうえで持っている枠組みを崩さないようにしなければならないけれど、大舎制の場合（小舎制でも限界があるのだけれど）無理があるから、その枠組みを崩さなければならないことが起こりやすいのではないか。

大半の施設が小舎制にならないのは、そうさせないものもあるということだろう。それは戦後の浮浪児の発想が未だに生きていうことに繋がるのではないか。脱施設化などといわれているが、実際はキャパが大きいほど効率的で経費が安くつくという前提があり、行政は施設化を推進してきたのではないか。施設を小規模化したいと思っているところはたくさんあるが、行政の圧力によりできないということもあるように思う。

## 28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

児童家庭支援センターが今後どのように機能していくかが、児童養護施設の大きな課題だと思っている。子どもにとっての安全基地でありたい。センターを軸にして、地域の子育てや、里親、地域小規模児童養護施設の応援体制を築いていきたい。今はその途上にある段階である。

本来、児童養護施設の実践で最も重要なのは日常生活である。足りない部分はあるかもしれないが、できるだけ子どもたちの近くにいること、それが私たちにできることである。多くの問題を抱えた子どもたちから教えられたことはたくさんある。児童養護施設の職員にとっては、入所してくる子どもたちから教わるのが大切である。実際に対応していく中で学んできた部分は大きい。また創立者の理念を大切にしようとする姿勢が必要である。教育機関レベルでの専門職養成のレベルアップも求められる。

また、地域の親支援のプログラムを整備することが急務である。親のわがままを受け入れるのではなく、子どもたちの幸せのためには親支援が必要不可欠という視点からである。親の側にも寄り添わないといけない。子どもたちが自分のことを語れるような援助、支え方が必要である。児童養護施設は遅れている感じがあり、職員自身も支えられていない。当事者の話を聞くよりも指導するという面が強い。

基本的に社会的養護の生活単位は小規模化していくことが望ましい。ただし急進的に進めるのは無理がある。段階を追って順次小規模化していくべきである。また、現場は援助技術の積み重ねに努めていくべきである。児童養護は以前、力で子どもたちを押さえつけていた時代がある。それが間違いだったと気づいた今、それに代わる関わり方を築いていくことが必要である。

「児童養護施設近未来像Ⅱ」のなかで里親支援の方向性というのが出てくるが、これも妥当だと思っている。センターを基幹施設として地域や里親の支援を展開していくべきである。施設同士の連携を築きにくいのも今後の課題である。児童虐待の問題は今後も増え続けると考えられ、現場の声を聞きながらの制度面の整備が必要である。

### 30) 岩佐嘉彦（弁護士）

#### 【児童相談所が積極的親子分離などを行ってノウハウを蓄積する必要性】

基本的には今でも子どもにとってどうなのかということを考える必要があるが、実際にやってみないといえないことも多い。保護しても実際どうなるのかというのは、実際に保護した経験、積み重ねが重要である。例えば、ネグレクトが疑われているが、そうはいっても家に帰ったらなんか親と生活しているというのがある。こういう場合、保護したら親子関係はどうなるのかといったことは、ある程度蓄積がないとわからないし、基準がないので、ある程度挑戦しないとノウハウがたまらない。

#### 【裁判所による児童相談所への勧告】

裁判所によるモニタリングは、正確にいうととても効くケースもあるし、効かないケースもある。裁判所は、在宅ケースにも関与することで仕事が増えることを警戒している。成年後見や人事訴訟の家庭裁判所移管で業務が忙しくなっている上に、多くの児童虐待ケースを抱えることに抵抗感があるのであろう。

公式な理由としては、「裁判所たるものは出した命令はきちんときいてもらわないと困る」、「出しても聞いてくれないような命令は出すわけにはいけない」ということを言っているが、これも本音だと思う。子どもの養育費の問題とか子どもとの面接の問題などは、裁判所の決定に誰もが従っているわけではないが、そのような制度はある。したがって、裁判所の言い分は、あまり理由にはならないと思う。

施設に入れるか入れないかというところだけで裁判所が関わるので、子どもにとってそのようなシステムがよいのかという問題もあるし、援助する側もしんどい。親子分離するか否かで迷うような中途半端なケースが出てくるとして、親が嫌だといえれば保護するかどうか検討することになるが、裁判所に28条の申請が却下されたとしても、児童相談所としては週に何回児童相談所に来てもらうとか、在宅支援での枠組みを決めてもらえて、それを守らなければ、子どもを親から分離するといった段階的な司法関与がないと、援助する側はしんどい。

なお、アメリカなどではカウンセリング命令が効果を発揮しているという指摘もある。私の感覚でいうと、日本で28条申立など、相当無理やり説得して同意入所しているようなケースが、アメリカでは親権喪失になっているのではないか。日本において在宅でなんとか援助しているケースについて、アメリカ6では在宅での司法関与を行っているのではないか。

裁判所が在宅事件に関与することで、裁判所の命令にみなが従うとは限らないと思うが、在宅援助のメニューが広がるとともに、援助する側の負担も減ると思う。

#### 【28条申立ケースの有期限化】

2年間で帰せるケースというのはあまり無いと思う。28条の更新制度の導入により、家庭への復帰プログラムをより意識する必要が出て来る。復帰のプログラムを目に見える形でやっていかなければならなくなるだろうという予測がある。そして、いろいろな自治体がそれをやり始めて、ある

程度ケースがたまったら、裁判所が在宅援助についての命令を出す制度も設けやすくなる。

そういう意味では、小さいけれども、今後の制度改善につながる穴が開いたことは確かである。更新に関わることで、児童相談所がこの間、家族のためにどのような援助をやっていたのかということ、裁判所がチェックせざるを得なくなる。援助プログラムについて、裁判所が口を出さざるを得なくなっているのも、地域差はあると思うが、意味はある。

なお、勧告制度は都道府県に対する勧告となり、親に直接行うものとはなっていない。親に対する勧告は、親権との関係で理屈上難しいと考えられたからとも聞いている。ただ、今のDV法は民法との整理をしないまま、制度を作っているのだから、児童福祉法についても、親に対する裁判所の命令制度を作ってもよかったのではないかと思う。

#### 【虐待と告知しないアプローチ法】

もともと虐待への対応については、親に対してそのことを伝えずに遠まわしに接触、援助するという方法でやっていたこともあったが、それが最近ようやく変わってきていると思う。親自身が課題に直面することが必要で、何を関係者が心配しているのかということは、親に知ってもらう必要があると考えている。また、仮に遠まわしに援助しようとしても、相手も何を言われるのか、だいたいわかっていると思う。

ただ、このようなアプローチができるのは、仮に児童虐待のことを話題として出して親が非協力的になっても、司法を利用してソーシャルワークが出来ると言う背景があるからだと思う。その意味からも、そのような権限を直接持たない市町村は、児童相談所とうまく連携していかないと、対処が難しくなると思う。

### 31) 峯本耕治（弁護士）

#### 【先進的な取り組みの紹介】

制度に先行して、前向きな取り組みが出てきている。市町村レベルで現場にいい人がいてトップもいいという条件がそろっている場合と、市町村レベルでは不十分だけれども、地域単位では新たな取り組みをしているところがある。小さい単位だからこそできることがある。これらの動きに引きずられて児童相談所、家庭児童相談室、学校等の関係機関との連携が上手く回っているところがある。このような取り組みを紹介していく作業が必要だろう。

#### 【学校と児童相談所の連携】

大阪での活動では、学校に恐れず通告して積極的に取り組むようにメッセージを送り続けている。学校が積極的に動き出すと、「児童相談所が動いてくれない」等の不満が強くなる。やる気のある先生や学校には、かなりストレスが溜まってきているというのが現状である。

虐待防止の取り組みの上で学校が果たす役割は非常に大きいので、学校と児童相談所の連携体制、市町村ネットワークの中での学校や教育委員会の位置づけは極めて重要である。連携体制を整備し、各関係機関が互いを理解しあい、かつ、それなりに切磋琢磨することにより、このようなストレスが溜まることのないようにしないといけない。

### 【虐待予防としての子育て支援】

虐待予防の視点から子育て支援が重要になっている。家庭が地域社会から孤立することを予防するという意味では、保育所や保健所・保健センターの活動が参考になる。

大阪市のある区では児童委員が子育て教室のような取り組みを行っている。保育所や幼稚園と連携すると、どこにも顔を出していない家庭がかなり特定できる。そこをチェックするという姿勢ではなく、「子育て教室に参加しませんか」とアウトリーチ型の家庭訪問で呼びかけていく。ここに、保健センターレベルでの情報も一緒に集約しながら、孤立家庭を防いでいくという取り組みができるのではないかと思う。

家族の孤立化を防ぐためには、情報の集約共有とアウトリーチ型のサービスが不可欠である。

### 【NPO、学校との連携】

保育所レベル、保健センターレベルでの活動をつなぐものとして、地域のNPOと連携する必要がある。行政が少し助成をすることによって、子育て支援のネットワークを縦割りではなく、充実させていくことができる。それを学校教育のなかに取り込むことができるとよい。就学年齢に達した子どもは、必ずどこかの学校に所属している。このことは重要な意味を持っている。学校に子育て支援センターのような機能を取り込む必要性を感じている。

しかしながら学校の教員では無理なので、地域からそういう雰囲気を作っているところがある。たとえば、学校の授業のサポートに地域の人がボランティアで入っているなどである。また子どもが小学校に入学した時に起こる環境の変化についても、小学校と保育所、幼稚園が連携して、保護者の交流等を学校が橋渡ししているところもある。これからは、教育と福祉の連携が大事になる。

### 【子ども虐待防止への視点】

単に虐待を防止するという視点から、もう少し広い視野で子どものためにどうしていけばいいかということ、全体のなかで考える必要がある。法律的な側面として、2000年の児童虐待防止法の議論では、虐待の事故が起こった時の対応やいかに介入するかという発想だけであった。しかし法律が改正されて、もう少し家族の再統合や子育て支援とのつながりのなかで、この問題に取り組もうとしてきている。

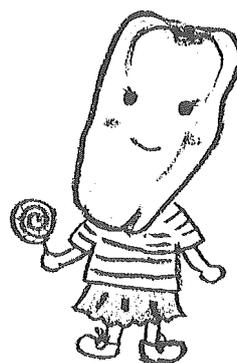
### 【高齢者支援との連携】

高齢者の地域支援は昔からいわれているが、それと子育て支援が連携していく発想も必要となる。よい取り組みがあるので、これからモデルとして紹介していけるとよいのではないかと。

### 【警察との連携】

虐待対応への警察の介入について、児童虐待防止法の改正のなかで、通告されたら警察が単独で入ったり、鍵を開けて云々という議論があった。通告ケースが全て重大ケースなら必要であるが、ほとんどのケースはそうではない。今のままアセスメントがなく警察が直接介入するのは、リスクがある。本来、通告を受けてから警察、児童相談所、関係機関が中心となって、アセスメントを行った上で、このケースは最初から警察と一緒に動いた方がいいという評価をした上で動くという関係が必要だろう。

## 第3章 結果の特徴



## 第3章 結果の特徴

本章では、インタビューの結果を「児童相談所」、「市町村と児童相談所」、「市町村窓口について」、「家庭児童相談室」、「要保護児童対策地域協議会」、「触法少年の原則家裁送致」、「少年院の年齢下限廃止」、「児童福祉審議会」に分け、以下に特徴的なところを示す。

### 1. 児童相談所（表3-1）

現状の体制の問題は、所長を含めた人事異動のあり方、非専門的であること、業務量が多くパンク状態であること、それゆえ担当者が交代を希望していることなどがあげられている。内容的には、児童相談所に業務が現在も集中していること、さらに今回の法改正によって、市町村の後方支援、児童福祉法第28条による施設入所が2年期限付きになり業務量が大幅に増えることが懸念されている。これらの児童相談所の抱える問題に対して、中核市に児童相談所ができることを評価しているという意見と、安易に中核市に児童相談所ができることを決して評価できない、数が増えるだけでは問題の本質の改善にならないという指摘もあった。

今後のあり方としては、基本的には現状のままの強制権限を行使する役割と相談支援する役割に分けていくという意見、民営化すればいいという意見がみられた。民営化するという意見には、社会福祉士会や社会福祉法人への委託を行って業務提携するという案、期限付きで地域の相談を担ってもらおうという案などである。しかし、児童相談所はあくまで上位機関で具体事例への助言、市町村ネットワークへの設立・運営に関する助言あるいは中心的存在、市町村職員への研修を担うべきという意見も多く、児童相談所を絶対視する根強い志向が感じられた。いずれにせよ、細かい範囲は別として、児童相談所が市町村相談部門の育成、指導を担うという意見であった。

児童福祉司については、ヒューマンサービス有資格者にまで広げたのはやむを得ず、今後の養成が課題であるとする意見と、児童福祉司の専門性を否定したり低下させるものであり問題があると主張する意見に分かれている。

### 2. 市町村と児童相談所（表3-2）

市町村と児童相談所の関係としては、マニュアルやアセスメントシート、用語、人事を含めて市町村と児童相談所の積極的な共有、交流が望まれており、また組織としても一体として考えていくような視点の必要性が語られている。児童相談所の業務が市町村に委譲されることのデメリットとしては、組織が二重になり時間がかかってしまうこと、振り分け機関が2か所になり窓口が二重構造になることなどがみられた。

### 3. 市町村窓口（表3-3）

市町村の窓口については、具体的に保育所、家庭児童相談室、保健分野、コミュニティセンターなどが提案されている。また、地域性や、人口規模も考慮する必要があるとされている。

内容的には、多岐にわたる総合相談窓口や相談体制のネットワークを構築する必要性など市町村のサービス供給体制の確立が望まれている。そこには、共通してアセスメント力やコーディネート力の必要性とスーパーバイズの必要性が語られている。市町村でのソーシャルワーカーの配置とその専門性にアイデンティティをもつことが必要とされている。

### 4. 家庭児童相談室（表3-4）

現在、法定化されていないため、配置されている市とされていない市があり、内容的にも各市によって違いがある。採用形態もまちまちであるが、必要な機能としては、アウトリーチ、ファミリーソーシャルワーク、マネジメント力が期待され、心理的アプローチへの期待もある。すでに、相談活動を行っている機関であり機能しているところは、市の相談の中心を担う機関としての期待がなされていた反面、機能していないところ、あるいは県の家庭児童相談室については廃止という意見もあった。

### 5. 要保護児童対策地域協議会（表3-5）

要保護児童対策地域協議会については、セーフティネットの機能があり、マネジメントシステムが必要とされ、複数で検討することに多くの期待が寄せられている。今回の法定化で守秘義務も課せられたことは高く評価されている。具体的事例に対してアセスメントとプランニングを行うケース会議の性格と政策的議論やケースの検証を行う会議の性格と2つの役割があるとして、意義深く捉えている意見が複数あった。

反面、即応性が期待できないし、形骸化する可能性が高いことや責任の所在がはっきりしないことも指摘されている。

### 6. 触法少年の原則家裁送致（表3-6）

重大事件を起こした触法少年の原則家庭裁判所送致について、現状の児童相談所の機能不足を考えると家庭裁判所送致するべきであるという賛成意見、より子ども側の立場に立った対応から児童相談所が判断するべきであるという反対意見、さらに仮定裁判所のシステムの改善があるならという条件付賛成という意見に分かれている。しかし多くの研究者は児童福祉の立場においては、原則家庭裁判所送致となることに反対している。

また児童相談所、一時保護所、少年院、児童自立支援施設、警察、家庭裁判所の現在の問題点を指摘する意見があった。子どもに寄り添う代弁機能を確立させるため、児童相談所のシステムが必要であるという意見や、一時保護所を充実させて触法少年の対応も考えること、少年院の一步手前

の児童自立支援施設の本来の意味を考えることが必要であるとする声もある。さらに警察に強制捜査権が与えられることで子どもの福祉が守られるのか危惧する意見や、家裁が児童福祉に関する理解を高めることの必要性を指摘する意見もあった。

いずれにしても事実を明らかにし、それに即した対応ができるための体制作りがより大切であるという見解がほとんどであった。

## 7. 少年院の年齢下限廃止（表3-7）

少年院入所年齢を14歳とする基準は明確でなく、低年齢の子どもの発達面においても刑事責任年齢の引き下げをするのは不合理であるという意見が多い。

児童自立支援施設の機能再検討、矯正ではなく「育て直し」目的の個別対応やノウハウ、治療機能の強化など、児童自立支援施設の全体的な改善が必要であるとする意見や、児童養護施設と児童自立支援施設の繋ぎに関しても議論するべきであるという意見もあった。

## 8. 児童福祉審議会（表3-8）

児童福祉審議会については、現在有効的に機能しているところもあるが、十分な役割を果たしていない自治体も多いと評価している。しかし、児童相談所をバックアップする体制としての審議会になるため、審議会の活用方法、機能を発揮する場所の提供、第三者機関としての審議会のメンバーの専門性確保や向上などが必要であるとされている。28条に関しては児童福祉審議会に意見を聞くことを前提として活用するという考え方もいくつかあった。

審議会の機能としての第三者機関としての権利擁護機能を果たすためにも、審議会のタイムラグをなくす必要性が述べられ、より多く審議会を開くことがよいという意見もあった。

以上、おおまかに特徴を述べたが、詳しくは各表を参照していただきたい。全体として、市町村の児童相談体制を強化することは住民にとって身近であること、また数も増えることから一定の期待と評価はおおむねされている。反面、安易に相談部門を増やすことを懸念する意見や、責任があいまいにならないためにも、またサービスの低下を招かないためにも児童相談所に一本化することを主張する意見がみられた。児童相談所については、まず児童相談所を専門化すべきという意見が大半で、市町村の児童相談部門を強化した結果、児童相談所に残ったのが虐待と非行であるという論調は、児童相談所の弱体化を招くと懸念する意見もみられた。

重大事件を起こした触法少年に関しては、児童福祉の立場において深く考えるべきものであり、事件・事実に即効対応できるような子どもの福祉のためのシステム作りが必要であるため、児童相談所のより高い実践活動が期待される意見がみられた。また少年院の年齢の引き下げに関する議論に関しては、子どもの側に立った児童福祉から、子ども本人の発達保障がより大事であることを熟

視し、本来の児童自立支援施設の機能強化を先に考えることが最大の急務であるという意見がみられた。

子どもの権利擁護機関、第三者機関としての児童福祉審議会は、児童相談所のバックアップ体制になると評価している反面、現状としてその役割を果たしていないところが多いことから、審議会の専門性の確保やより良い活用については課題があることが指摘されている。



表3-2 市町村と児童相談所について

事務の分担について		課題		事務分担のデメリット	
育成相談や障害相談は、もつと早く市町村に移管してはならないか。	アセスメント指標	担当者の専門性	システム上の問題	相談の専門性とともに、相談から処遇決定、措置までの必要な一連のかわりかが分断されないか危惧される。	
親の権限を越えて子どもを護る生存権にかかわる養護問題や非行犯罪は国や都道府県の責任をきちんと確保すべきである。	アセスメントの開発、用語や統計の統一が必要。 ネットワークでの連携的支援体制の中で、共通のターゲット指標が必要である。	児童相談所が積極的に市町村をコアディネーターとする必要がある。 国レベル、自治体レベルで専門家養成のシステムが求められる。	都道府県、中核市、市町村でどのシステムネットワークが機能するかを検討しなければならぬ。 市町村が小さくできない時、都道府県の児童相談所に一部委託できる仕組みを構築し、県に判断力をもたせたい。	相談を受け、都道府県に意見を聞き、市町村におおろして指導を行うという方法では時間がかかかってしまう。	
市町村は幅広い子育て支援を担い親権がらみ問題は家裁との関係を基本にすべきである。	児童相談所と市町村でどのようなか決めるかアセスメントは必要である。	都道府県と市町村で人事交流を図りながら、相談しあえる関係が必要である。	市町村と都道府県とは別組織という認識ではない。自分たちの外部職員という考えで育てていくのが県の仕事である。	都道府県に現場を知る者がいなくなり、実務者と行政企画者との共存やせめぎ合いがなくなり、予算配分についての共通認識が得られない。	
市町村に委ねるならば、相談から処遇決定、措置までを担う必要はない。はすべて市町村で行う必要がある。		市町村で、児童相談の勉強会をしていっているところがあ。	市町村と都道府県に上下関係があきつてはならない。対等であるべきな構築していくべきである。	サービス実施者と企画者が分断されることで、効果重視（競争）になつてしまふというようになる。良い企画がつぶされる危険がある。	
市町村が担える範囲可能な措置は単純な場合は対応の複雑な問題である。はでできない。		中核市でも過渡期において県職員が応援しているところがある。	児童相談所が逃げ腰にならないか、市町村が強権力もない状態になる。	今回の児童福祉法改正で市町村の体制強化というあり方はよくない。児童虐待ケースなどは一か所、窓口が二重構造になつてしまふ。	
児童相談を市町村が行うならば、専門的治療・援助を見守る。		専門職としての地位向上が必要。			

表3-3 市町村相談窓口について

設置に関して(具体的に)	専門性に関して	専門性に見立て、迅速な対応。	専門職と連携するためのツール。	専門職に関する課題	市町村規模の問題
地域差があり、スタンダードを作らなければならない。	専門性にアイデンティティを移していくことが求められる。	専門職という心理士採用と専門職という心理士採用とを区別しない。	連携のためのツール。	現業員の一部を雇い他の自治体に預けて教育訓練すべきノウハウを持つ所長を採用する。	市町村規模の問題 人口1万未満は相談受けるのが困難。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	市町村の意識としてマンパワーが必要も含めて認識すべきである。	郡部および児相がどのくらい町村をバックアップできるか。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	児童相談所への福祉は都道府県業務であるという認識を認識へ変更すべき。	児童相談に関する一定水準がない。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	初期対応、市でやる気のある所と対応待ちの所の差が出る。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	9割が人口3万人未満。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	現状の体制で行政水準維持は困難である。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	町村レベルでの相談体制は困難。市はある程度、整備が必要不可欠。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	合併の問題：合併すると「身近なところの相談」も簡単にいはいかない。小さい市は小さいまま。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	相談窓口となる機関に相談窓口は1か所か地域特性に応じて設置すること。人口規模でなく、相談件数による人員配置をすべきである。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	市町村レベルで、どのくらい人員配置が必要かも判らない。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	財源：定期的に予算措置で下す。市町村は単なる通過機関になる。
児童相談受付モデルによる地域性によるA型、B、C型と作ることが多い。	支援コーディネーターと児童相談所との連携を強化すべき。	専門職と連携するためのツール。	連携のためのツール。	社会的な承認や給料を高くして待遇を向上させる必要がある。	専門職がやる気の出る環境を作るべき。

表3-4 家庭児童相談室について

実態	方向性・課題		現状改革	存続について	
	必要な機能	担当者		県家児相廃止	存続
ある市とない市がある。	リーチアワウト。	専任化、常勤化。	不足している部分を補いながら、実際に動いていく中で体制を整えていく。	県家児相廃止	町村に増やすべき。
心理ベースの職員は継続的に関わろうとする。	ファミリーワークの機能。	常勤化は異動で継続しにくいのので非常勤で給与配慮し継続できる専門職化。	先駆的事例調査が必要。	市町村バックアップは児相と同じになる。	一定行政管轄範囲内前掲に設けられる。
専門的に機能していない。興味、得意分野で機能している。	ソーシャルワークが必要。	法定化 複数配置。	研修の保障。 家児相については市町村の体力の問題抜きには考えられない。	見直し必要。 協議会の一元管理機関として生まれ変わる。	すべての市に設置することが必要。
ネットの中枢、親支援グループの展開など多岐にわたって仕事している。	必要なのは機関連携と結びつけること。	研修、トレーニング体制を整える。	将来的には福祉事務所から独立させる(2千箇所)に増やす。	支庁家児相は機能していない。	機能しているところは残す。
退職した学校教員がやっていた指示的な関わりになるという現実がある。	スーパーバイザー機能が必要で、その下で動くワーカークロームメントが必要。	社会福祉士を研修してファミリーソーシャルワーカーにする。	社会福祉士や社会福祉法人などへの民間委託も考えていかなければならない。1-2人体制の職場では専門性を磨くという意味でも限界がある。	町村の窓口ができると今以上に役割分担困難。	
専門性が低い、待遇が非常に低い、人員の不足など多くの課題。	プロセスのマネジメントができる機能。	児童福祉司可なみの任用資格を求めていくことが必要。	5年間契約くらいで各都道府県の社会福祉士会が会員を家庭児童相談室に派遣するようにする。発	都道府県家庭児童相談室は位置づけが中途半端で、存在意義がなくなる。	
			将来的には心理職の配置。発達をおさえられる心理職を市町村、家庭児童相談室に配置する。家庭児童相談室は大きい。		





